

北九州市 ICT 活用工事（舗装工） 実施要領

1 ICT活用工事

（１）概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

（２）ICT活用工事における舗装工

次の①～⑤の全ての段階で、ICT施工技術を活用（以下、「ICT活用施工」）することを、ICT活用工事における舗装工とする。また「ICT舗装工」という略称を用いる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

（３）ICT施工技術の具体的内容

国土交通省「ICT活用工事（舗装工）実施要領」（最新版）の「1－3 ICT施工技術の具体的内容」によるものとする。

（４）ICT活用工事の対象工事

国土交通省「ICT活用工事（舗装工）実施要領」（最新版）の「1－4 ICT活用工事の対象工事」によるものとする。

2 ICT活用工事の実施方法

（１）発注方式

ICT活用工事の発注は、下記によるものとする。

- ・受注者希望型

舗装面積1,000m²以上（予定金額2,000万円未満の市単独費工事を除く）で、発注者が設定した工事に適用する。

ただし、同一工事内で施工範囲が2箇所以上に分かれており、それぞれの舗装面積がいずれも1,000m²未満となる場合は、対象から除く。

（２）発注における特記仕様書

特記仕様書の記載例については、別紙「ICT活用工事（舗装工）特記仕様書」による。

なお、記載例に無いものについては、別途作成するものとする。

（３）「ICT活用工事（舗装工）特記仕様書」の無い工事を受注者から希望があった場合の措置

発注者と受注者の協議による。

3 ICT活用工事実施の推進のための措置

（１）工事成績評価における措置

ICT活用施工を実施した場合、工事成績評価において該当する項目で評価するものとする。

ア ICT活用工事加点として「3次元起工測量」から「3次元データの納品」までの全ての段階でICTを活用した工事

本項目は2点の加点とする。

イ ICT活用工事加点として、少なくとも「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」及び「3次元データの納品」の全ての段階でICTを活用した工事

本項目は1点の加点とする。

ウ 上記アまたはイに該当しないICTを活用した工事
加点の対象外とする。

なお、受注者希望型によるICT活用工事を契約した後、受注者からの提案によりICT活用施工が実施されなかった場合、工事成績評価における減点は行わない。

4 ICT活用工事の導入における留意点

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、「北九州市土木工事施工管理基準」に則り、監督・検査を実施するものとする。

(2) 工事費の積算

発注者は、受注者希望型による工事を契約した後の協議において、受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象として積算し、落札率を乗じた価格により契約変更をおこなうものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積提出を求め、設計変更するものとする。